

○財務省告示第二十七号

經濟上の連携に関する日本国と歐州連合との間の協定が効力を生ずることに伴い、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第二項の規定に基づき、生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置の平成三十一年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量並びに輸入数量に基づく特別緊急関税の平成三十年度における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を定める件（平成三十年三月財務省告示第九十三号）の一部を次のように改正し、平成三十一年二月一日から適用する。

平成三十一年一月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置の平成三十年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量並びに輸入数量に基づく特別緊急関税の平成三十年度における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を定める件（平成三十年三月財務省告示第九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し

た部分のよう改める。

		改 正 後
備考 表中の「」の記載は注記である。	四 第二項に係る協定対象外輸入基準数量 二十八万六千八百トン	〔略〕 一〇三 「略」
	四 第二項に係る協定対象外輸入基準数量 六十二万三百二十五トン	〔同上〕 一〇三 「同上」